証券コード　7634
2024年６月12日
（電子提供措置の開始日 2024年６月５日）

株　主　各　位

東京都足立区入谷七丁目11番18号
株式会社星医療酸器
代表取締役社長　星　幸男

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第50回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.hosi.co.jp/wp/wp-content/uploads/syosyututi.pdf

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年６月26日(水曜日)午後６時（営業時間の終了時）までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2024年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. **場　　所**　東京都足立区入谷七丁目11番18号
　当社本社会議室
　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）

3.　目的事項

報告事項

1.　第50期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.　第50期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

〜〜

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
２．議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
３．当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声掛け等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。
４．株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
５．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
６．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承下さい。
７．当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
８．ご来場にあたりサポートが必要な方は、2024年６月25日（火曜日）までにお電話でご連絡下さいますようお願い申し上げます。
ご連絡先：株式会社星医療酸器　総務部
電話（03）3899-2101（代表）（土日祝日を除く午前９時～午後６時）

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は足踏みも見られるものの緩やかに回復しております。

先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような環境のもと、当社グループは取扱商品・サービスの安定供給とお取引先様と従業員の安全確保を最優先に事業を継続し、医療・介護・福祉分野において企業としての社会的責任を果たしてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は14,778百万円（前期比7.2%増）、営業利益は1,961百万円（前期比10.3%増）、経常利益は2,038百万円（前期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,404百万円（前期比12.0%増）となりました。

各部門の業績の概況は、次のとおりであります。

医療用ガス関連事業

当部門は、新規取引先拡販が順調に推移し、医療用酸素・医療用二酸化炭素の出荷量は堅調に推移いたしました。世界情勢を反映したエネルギーコスト上昇等に伴う材料・仕入価格上昇につきましては、市況を見ながらコスト上昇分を鑑みた適正価格への変更に注力し交渉を進めてまいりました。また円滑な組織体制づくりや物流・運送業界における2024年問題に対応すべく人的資源の拡充にも努めてまいりました。

これらの結果、売上高は3,825百万円、前期比5.1%増となりました。

在宅医療関連事業

当部門は、国の施策である在宅医療への推進を受け、患者様と医療機関のニーズにお応えすると共に、きめの細かい営業活動を継続いたしました。またアフターコロナの影響も受けることなく「ＨＯＴ（在宅酸素療法)」、「ＣＰＡＰ(持続陽圧呼吸療法)」共に好調に推移いたしました。利益面では世界的な原材料価格の上昇やエネルギー、輸送費の高騰が続いておりますが、自助努力による合理化に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は6,305百万円、前期比5.5%増となりました。

医療用ガス設備工事関連事業

当部門は、医療機関に対し医療用ガス設備並びに消火設備の配管工事及び保守点検業務を行っております。保守点検及びそれに伴う修繕業務は安定した売上を確保しております。設備工事は当期に大型物件が複数完工したことにより売上確保に繋がっております。

これらの結果、売上高は2,056百万円、前期比19.2％増となりました。

介護福祉関連事業

当部門は、介護福祉関連機器のレンタル及び販売部門において、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所及び病院・施設への継続的な営業活動を図ることによりレンタル売上及び販売におきましても順調に推移いたしました。

また訪問看護事業所は、都内３拠点を事業基盤として地域へのＰＲ活動強化による認知度アップとスタッフの増員など運営体制の充実を図り順調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は1,211百万円、前期比25.4％増となりました。

施設介護関連事業

当部門は、有料老人ホーム「ライフステージ阿佐ヶ谷（東京都杉並区)」におきましては、24時間看護師在駐や地元医療機関との連携の更なる構築を図り、高付加価値サービスの提供と、人材育成の体制を強化いたしました。また、入居者様の多様性を把握したうえで、感染症予防とまん延防止を第一とした施策を徹底することにより、入居者様やご家族様への「安心」・「安全」をお届けし、入居率の向上に努めてまいりました。通所介護施設「あしつよ・文京（東京都文京区)」、「あしつよ巣鴨（東京都豊島区)」、「あしつよ王子（東京都北区)」におきましても、感染症予防に努めつつ地元密着のサービスの提供と顧客サービスの多様化に対応することにより稼働率アップに努めました。

これらの結果、売上高は349百万円、前期比0.1％減となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は824百万円で、その主なものは次のとおりであります。

・西東京事業所（建物）
・容器
・在宅酸素療法用酸素供給装置等

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、人々のライフスタイルや顧客の需要環境にも一定の変化が生じているため従来のビジネスの仕組みにも新しい価値観や選択を加えていく必要があります。

事業環境の変化としては、昨今の医療技術の進歩や入院日数の短期化等を背景に、医療用ガスの消費量は鈍化傾向にありますが、療養の場が「医療機関」から「在宅」へと変化してきたことで、より在宅医療に対するニーズが高まってきております。

そのような状況下、当社グループといたしましては「医療用酸素ガス供給業者のリーディングカンパニー」として、医療用ガスの安定供給により維持発展させたうえで、在宅医療関連事業や介護福祉関連事業を中心として、収益力向上に努めてまいります。在宅医療機器や福祉用具レンタル数増加のため、抜本的な働き方やサプライチェーンを見直し、経営資源の効率的な投下と、積極的な設備投資を行ってまいります。

従来のビジネスモデルを基盤としつつも、新しい「しくみ」や「価値」に目を向け、さらに進化させていくことを通じて、社会に貢献する幅を広げてまいります。

お客様に安心と信頼を提供し続ける企業グループとなるため、当社グループ全従業員の安全に最大限配慮しつつ、品質管理や安全管理体制の充実は勿論、新たな商材を積極的に導入し、多様な経営課題を抱えるお客様の真のビジネスパートナーとしての使命を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（6）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（8）財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 47 期 (2020/4～2021/3)	第 48 期 (2021/4～2022/3)	第 49 期 (2022/4～2023/3)	第 50 期 (当連結会計年度) (2023/4～2024/3)
売　上　高(千円)	11,809,283	12,771,787	13,779,777	14,778,211
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	993,978	1,107,203	1,253,684	1,404,312
1株当たり当期純利益（円）	313.14	358.33	402.98	450.70
総　資　産(千円)	18,988,261	20,252,282	21,247,181	23,037,216
純　資　産(千円)	13,461,320	14,509,818	15,591,462	17,372,932

（注）「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 47 期 (2020/4～2021/3)	第 48 期 (2021/4～2022/3)	第 49 期 (2022/4～2023/3)	第 50 期 (当事業年度) (2023/4～2024/3)
売　上　高(千円)	10,210,838	10,931,601	11,784,504	12,382,387
当期純利益(千円)	890,059	970,720	1,089,140	1,208,647
1株当たり当期純利益（円）	280.41	314.16	350.09	387.91
総　資　産(千円)	17,239,987	18,164,128	19,121,802	20,373,478
純　資　産(千円)	11,912,314	12,826,795	13,778,214	15,214,874

（注）「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除して算定しております。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・エム・シー	10,000千円	100%	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社星医療酸器関西	80,000	100	・各種医療用ガスの販売 ・在宅酸素療法用酸素供給装置の据付、修理、保守、販売
株式会社星医療酸器東海	30,000	100	・各種医療用ガスの販売 ・在宅酸素療法用酸素供給装置の据付、修理、保守、販売
株式会社アイ・エム・シー	25,000	80	・各種医療用ガスの製造・販売
株式会社エイ・エム・シー	10,000	70	・各種医療用ガスの製造・販売
株　式　会　社　虎　彰	10,000	70	・福祉用具の販売・貸与

（注）当社は、2023年12月８日開催の取締役会における決議に基づき、当社グループの業務運営の効率化及び円滑化の一環として、経営資源の集約化を図り市場の変化や顧客ニーズに適切かつ迅速に対応できる体制整備と、併せて当社の知名度を活用した効率的な営業展開を行うことを目的として、当社の完全子会社であった株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海を2024年４月１日付で吸収合併いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な事業内容

当社は、各種医療用ガス、各種医療用機器、各種医療用消耗品等の製造、販売並びに医療用配管設備、在宅酸素療法用酸素供給装置の設計、据付、修理、保守、販売及びこれらに付帯する事業と、有料老人ホーム並びに通所介護施設、訪問看護・居宅支援事業所等の運営を行っております。

（11）主要な事業所及び営業所

① 当社

支　　店	千　葉（千葉県千葉市）　　福　岡（福岡県福岡市） 名古屋（愛知県小牧市）
事　業　所	東　京（東京都足立区）　　神奈川（神奈川県綾瀬市） 北関東（群馬県伊勢崎市）　　茨　城（茨城県小美玉市） 西東京（東京都国立市）　　東　北（宮城県仙台市） 栃　木（栃木県鹿沼市）　　甲　府（山梨県中巨摩郡）
営　業　所	南東京（東京都品川区）　　郡　山（福島県郡山市） 松　戸（千葉県松戸市）　　岩　手（岩手県盛岡市） 埼　玉（埼玉県桶川市）　　静　岡（静岡県静岡市） 京　浜（神奈川県川崎市）　　大　阪（大阪府交野市） 横　浜（神奈川県横浜市）　　尼　崎（兵庫県尼崎市） 札　幌（北海道札幌市）　　宮　崎（宮崎県宮崎市）
有料老人ホーム	ライフステージ阿佐ヶ谷（東京都杉並区）
通所介護施設	あしつよ・文京（東京都文京区）　　あしつよ巣鴨（東京都豊島区） あしつよ王子（東京都北区）
訪問看護・居宅支援事業所	星医療酸器訪問看護・リハビリステーション巣鴨（東京都文京区） 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷（東京都杉並区） 星医療酸器訪問看護・リハビリステーション王子（東京都北区）

② 子会社

会　社　名	本　社　所　在　地
株式会社ケイ・エム・シー	神奈川県綾瀬市
株式会社星医療酸器関西	大阪府交野市
株式会社星医療酸器東海	愛知県小牧市
株式会社アイ・エム・シー	茨城県小美玉市
株式会社エイ・エム・シー	東京都足立区
株　式　会　社　虎　彰	埼玉県所沢市

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
486名	16名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パート94名と顧問１名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
339名	５名増	39.6才	10.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート79名と顧問１名は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,500,000株

(2) 発行済株式の総数 3,420,000株
（自己株式300,852株を含む）

(3) 株　主　数 1,188名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
星医療酸器取引先持株会	548,760株	17.59%
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	234,100	7.51
一星社株式会社	200,000	6.41
星　幸男	158,480	5.08
光通信株式会社	119,500	3.83
星　孝子	110,360	3.54
星　昌成	100,420	3.22
榎本　誠	69,600	2.23
星医療酸器従業員持株会	69,247	2.22
小池酸素工業株式会社	59,895	1.92

（注）1.当社は、自己株式300,852株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。
2.持株比率は、自己株式（300,852株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月12日開催の取締役会決議に基づき、当社並びに当社子会社の従業員に対して、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を2024年３月25日に実施し、普通株式3,400株の割当てをいたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	星 昌成	
代表取締役社長	星 幸男	
専務取締役	星 昌浩	社長室長
専務取締役	茂垣行雄	北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長
常務取締役	額狩光男	営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城地区統括兼北海道ブロック長
取締役	小林 茂	㈱星医療酸器関西代表取締役
取締役	鈴木康之	㈱星医療酸器東海代表取締役
取締役	徳永大輔	関西地区担当兼中四国地区担当兼九州地区担当
取締役	早水和博	医療設備事業部長
取締役	賀集映二	管理本部長兼有料老人ホーム担当
取締役	八木雄一	八木税理士事務所所長 八木コンサルティング株式会社代表取締役
取締役	飯塚孝徳	飯塚総合法律事務所パートナー 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	森 敏浩	(株)星医療酸器東海監査役 (株)星医療酸器関西監査役 (株)エイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役
常勤監査役	青木経一郎	(株)星医療酸器東海監査役 (株)星医療酸器関西監査役 (株)エイ・エム・シー監査役 (株)アイ・エム・シー監査役 (株)ケイ・エム・シー監査役
監査役	徳田孝司	辻・本郷税理士法人理事長
監査役	石尾 肇	石尾公認会計士事務所所長 監査法人MMPGエーマック代表社員 独立行政法人地域医療機能推進機構監事 独立行政法人国立病院機構監事 大樹生命保険株式会社社外監査役

（注） 1. 取締役八木雄一氏及び飯塚孝徳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役八木雄一氏は、税理士の資格を有しており、相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役飯塚孝徳氏は、弁護士の資格を有しており、相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、社外監査役であります。
5. 監査役徳田孝司氏及び石尾肇氏は、税理士並びに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 八木雄一氏、飯塚孝徳氏及び石尾肇氏は、「東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 2023年６月29日開催の第49回定時株主総会後の取締役会において茂垣行雄氏は、北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長となりました。
(2) 2023年６月29日開催の第49回定時株主総会後の取締役会において額狩光男氏は、営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨秋・千葉地区統括兼北海道ブロック長兼東北ブロック長（岩手・東北・郡山）となりました。
(3) 2023年10月１日付で額狩光男氏は、営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨秋地区統括兼北海道ブロック長となりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取 締 役	14名	282,000千円
監 査 役	4	17,640
合　　計	18	299,640

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、報酬限度額を株主総会の決議（取締役については以下5項、監査役については以下6項）により決定しており、各取締役及び監査役の報酬額を、社外役員と代表取締役社長及び取締役会長で構成される報酬委員会による事前審議を経たうえで、取締役会の決議により決定しており、基本報酬は、月例の固定報酬のみとしており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,050千円が含まれております。
4. 上記には、社外役員４名への支給額4,800千円が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、1999年６月29日開催の第25回定時株主総会において、月額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は14名であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第35回定時株主総会において、月額400万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は４名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

取締役八木雄一氏は、八木税理士事務所所長で且つ八木コンサルティング株式会社の代表取締役でありますが、同税理士事務所、同会社と当社の間には特別な関係はございません。

取締役飯塚孝徳氏は、飯塚総合法律事務所のパートナーで且つ原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員並びにSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の社外取締役（監査等委員）でありますが、同法律事務所並びに同センター、同会社と当社との間には特別な関係はございません。

監査役徳田孝司氏は、辻・本郷税理士法人の理事長であり、同法人と当社は2013年４月1日付で顧問契約を締結しておりますが、同氏は同契約に基づく業務は担当しておりません。

監査役石尾肇氏は、石尾公認会計士事務所の所長で且つ監査法人MMPGエーマックの代表社員並びに独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構の監事、大樹生命保険株式会社社外監査役でありますが、同事務所並びに同監査法人、同独立行政法人、同会社と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言内容

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	八木雄一	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席いたしました。税理士としての専門的見識に基づき、取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	飯塚孝徳	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	徳田孝司	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回に出席し、監査役会には　５回中５回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	石尾　肇	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回に出席し、監査役会には　５回中４回に出席いたしました。公認会計士並びに税理士としての専門的見識に基づき、監査役会及び取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 上記事項に対する当該社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、監査役会が、会計監査人が会社法第340条第１項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任又は不再任とする決定を行う方針です。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（6）会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業理念の中でコンプライアンスに基づく企業活動を掲げると共に、取締役、執行役員、従業員を含め、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。

② 取締役会は取締役会規程を定め、月１回開催を原則とし、必要に応じて随時開催し取締役間の意思疎通を図ると共に、法令に従い相互に業務執行の監督をする。

③ 取締役の職務執行は、法令並びに監査役の監査方針に従い、監査役が監査をする。

④ 取締役会の下部組織として内部統制推進委員会を設置し、委員会は本方針に基づいた運用状況の確認と、改善を要する場合は関係部署を通じて改善措置を講じる。また、確認した結果及び改善を要する事項は定期的に取締

役会に報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書保存及び保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

（3）損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
② リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援すると共に、全社的なリスクの把握及び取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。
③ 各部門長及び使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善すると共に、自部門に内在するリスクの洗い出し、リスクの軽減に努める。
④ 工場の安全及び環境整備に関しては、安全対策のための基本方針及び事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 効率的な業務執行を執り行うため、業務分掌規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努める。
② 適切な人事考課、充実した社員研修を行い、社員のモラールを高めるように努める。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 使用人は、法令及び就業規則・関係諸規程に基づき、企業理念・法令遵守・企業倫理に則った業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。
② 内部監査室は、コンプライアンス及び内部監査を担当し、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止及びその改善を図ると共に、監査結果を報告する。
③ ＣＳＲ推進本部と人事部は、連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。
④ 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を実施する等、適正な子会社管理に努める。

② 子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

③ 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

② 使用人の異動・評価は、監査役の同意を得ることとする。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役、執行役員、使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と代表取締役、監査法人は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。また、内部監査部門と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

② 監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

＜業務の適正を確保するための運用状況の概要＞

① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。

② 監査役会を５回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しました。

③ 内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

7.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を念頭にしつつ、経営基盤の強化及び今後の事業展開等を勘案し、将来的な企業価値向上に資する内部留保にも努めることを基本方針としております。

当社の配当決定につきましては、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当等につきまして、2024年５月15日開催の取締役会において次のとおり決定を行っております。

＜期末配当に関する事項＞

（1）配当財産の種類
　金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金35円　総額 109,170,180円
（既に実施済みの、中間配当１株あたり35円と合算し、年間配当70円）

（3）決議日
　2024年５月15日

（4）効力発生日
　2024年６月28日

＜剰余金の処分に関する事項＞

（1）増加する剰余金の項目及びその額
　別途積立金　　　1,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目及びその額
　繰越利益剰余金　1,000,000,000円

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

※　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,875,305**	**流動負債**	**4,423,572**
現金及び預金	9,755,745	支払手形及び買掛金	2,692,869
受取手形、売掛金及び契約資産	2,810,783	リース債務	465,755
商品及び製品	105,470	未払費用	371,100
未成工事支出金	56,670	未払法人税等	363,584
原材料及び貯蔵品	53,757	賞与引当金	224,700
その他	95,445	その他	305,561
貸倒引当金	△2,566		
固定資産	**10,161,911**		
有形固定資産	**6,134,482**		
建物及び構築物	1,423,470	**固定負債**	**1,240,712**
機械装置及び運搬具	136,742	リース債務	368,686
工具、器具及び備品	296,658	役員退職慰労引当金	759,450
土地	3,513,215	長期預り保証金	5,145
リース資産	755,476	繰延税金負債	77,602
その他	120	その他	29,828
建設仮勘定	8,799		
無形固定資産	**185,554**		
ソフトウエア	179,867	**負債合計**	**5,664,284**
電話加入権	1,314	**純資産の部**	
のれん	4,138	**株主資本**	**16,244,649**
その他	234	資本金	436,180
投資その他の資産	**3,841,873**	資本剰余金	563,587
投資有価証券	2,765,228	利益剰余金	16,094,993
長期貸付金	15,162	自己株式	△850,111
長期前払費用	111,570	**その他の包括利益累計額**	**853,293**
退職給付に係る資産	396,251	その他有価証券評価差額金	798,391
保険積立金	373,078	退職給付に係る調整累計額	54,901
その他	181,907	**非支配株主持分**	**274,989**
貸倒引当金	△1,324	**純資産合計**	**17,372,932**
資産合計	**23,037,216**	**負債・純資産合計**	**23,037,216**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**14,778,211**
売上原価	**7,568,668**
売上総利益	**7,209,543**
販売費及び一般管理費	**5,247,740**
営業利益	**1,961,803**
営業外収益	**86,413**
受取利息及び配当金	34,272
受取家賃	11,875
その他	40,265
営業外費用	**10,062**
支払利息	4,669
賃貸原価	1,692
その他	3,701
経常利益	**2,038,153**
特別利益	**7,824**
固定資産売却益	5,161
ゴルフ会員権売却益	2,663
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	**2,045,978**
法人税、住民税及び事業税	616,353
法人税等調整額	18,591
当期純利益	**1,411,033**
非支配株主に帰属する当期純利益	6,720
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,404,312**

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	436,180	559,412	14,899,006	△859,505	15,035,094
当期変動額					
剰余金の配当			△202,526		△202,526
親会社株主に帰属する当期純利益			1,404,312		1,404,312
自己株式の取得				△211	△211
株式報酬制度による自己株式の処分		4,175		9,605	13,780
連結範囲の変更に伴う剰余金減少額			△5,800		△5,800
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	4,175	1,195,986	9,393	1,209,555
当期末残高	436,180	563,587	16,094,993	△850,111	16,244,649

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	308,173	22,824	330,997	225,370	15,591,462
当期変動額					
剰余金の配当					△202,526
親会社株主に帰属する当期純利益					1,404,312
自己株式の取得					△211
株式報酬制度による自己株式の処分					13,780
連結範囲の変更に伴う剰余金減少額					△5,800
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	490,218	32,077	522,295	49,618	571,913
当期の変動額合計	490,218	32,077	522,295	49,618	1,781,469
当期末残高	798,391	54,901	853,293	274,989	17,372,932

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社は、㈱エイ・エム・シー、㈱アイ・エム・シー、㈱ケイ・エム・シー、㈱星医療酸器関西、㈱星医療酸器東海、㈱虎彰の６社であります。

非連結子会社の状況

非連結子会社は、３社であります。

非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

（2）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社　３社

関連会社　　１社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

（3）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料……　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金……　個別法による原価法

貯 蔵 品…… 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…… 定率法によっております。
（リース資産除く） ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産…… a.自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
b.のれんの償却は、５年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。

③ リース資産…… a.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
b.所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金…… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 医療用ガス関連事業

主に医療用ガスの販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

② 在宅医療関連事業

主に在宅医療機器の販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

③ 医療用ガス設備工事関連事業

主に医療用ガス配管設備の工事及びメンテナンスを行っています。長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 介護福祉関連事業

主に介護福祉関連商品等の販売、訪問看護等を行っております。商品等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、訪問看護等については役務の提供を行った時点でそれぞれ収益を認識しております。

⑤ 施設介護関連事業

主に有料老人ホームの運営を行っております。役務の提供を行った時点で収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2.会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,134,482 千円
無形固定資産	185,554 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループでは、営業所を一つのグルーピング単位として、資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候を識別した場合には、資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、土地の時価が下落している茨城事業所及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている札幌事業所は減損の兆候を識別したものの、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上しておりません。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは当社グループが策定した事業計画等に基づき算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、今後の外部環境等の変化による影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 222,400千円（うち期末時点において進行中の金額　184,400千円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りには実行予算を使用しております。当該実行予算には材料費、労務費、外注費等の見積りが含まれており、労務費については、案件の仕様、過去の類似案件における原価発生状況等を勘案し、責任者や経営者の判断により信頼性のある金額を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、顧客要望による仕様変更、災害等による施工の遅延、予期しない不具合等の発生により、工事原価総額の見積りに見直しが生じる場合があり、翌連

結会計年度の連結計算書類において、売上高の金額に影響を与える可能性があります。

3.連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　5,172,060 千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,420,000 株

(2) 配当金に関する事項

① 連結会計年度中に行った剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2023年５月12日取締役会	普通株式	93,473	30	2023年３月31日	2023年６月30日
2023年11月10日取締役会	普通株式	109,052	35	2023年９月30日	2023年12月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年５月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	109,170	35	2024年３月31日	2024年６月28日

5.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務部及び経理部が全ての取引先の

状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部及び経理部が適時に支払計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,000,000	994,600	△5,400
②その他有価証券	1,761,485	1,761,485	―
資産計	2,761,485	2,756,085	△5,400

（注）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,740

上記については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(4) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,761,485	―	―	1,761,485
資産計	1,761,485	―	―	1,761,485

(5) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	―	994,600	―	994,600
資産計	―	994,600	―	994,600

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

6.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他	合計
	医療用ガス関連事業	在宅医療関連事業	医療用ガス設備工事関連事業	介護福祉関連事業	施設介護関連事業	計		
売上高								
医療用ガス	3,825,291	－	－	－	－	3,825,291	－	3,825,291
在宅医療機器	－	6,305,819	－	－	－	6,305,819	－	6,305,819
配管設備工事	－	－	1,727,906	－	－	1,727,906	－	1,727,906
配管設備保守点検	－	－	328,626	－	－	328,626	－	328,626
介護福祉関連サービス	－	－	－	1,211,464	－	1,211,464	－	1,211,464
有料老人ホーム	－	－	－	－	254,280	254,280	－	254,280
通所介護施設	－	－	－	－	95,709	95,709	－	95,709
看護学校関連商品	－	－	－	－	－	－	208,121	208,121
その他	－	－	－	－	－	－	820,992	820,992
顧客との契約から生じる収益	3,825,291	6,305,819	2,056,532	1,211,464	349,989	13,749,097	1,029,113	14,778,211
外部顧客への売上高	3,825,291	6,305,819	2,056,532	1,211,464	349,989	13,749,097	1,029,113	14,778,211

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,632,302
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,724,366
契約資産（期首残高）	99,800
契約資産（期末残高）	86,417
契約負債（期首残高）	354,001
契約負債（期末残高）	94,974

契約資産は、顧客との長期工事契約について一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。契約資産は、当該工事が完成に伴い取り崩されます。

契約負債は、主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　5,481円61銭

(2) 1株当たり当期純利益　　450円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

（完全子会社の吸収合併）

当社は、2023年12月８日開催の取締役会において、2024年４月１日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海を吸収合併いたしました。

１．合併の目的

本合併は、当社グループの業務運営の効率化及び円滑化の一環として、経営資源の集約化を図り市場の変化や顧客ニーズに適切かつ迅速に対応出来る体制整備と、併せて当社の知名度を活用した効果的な営業展開を行うことを目的として、当社が株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海を吸収合併することといたしました。

２．合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約承認取締役会　　2023年12月８日

合併契約締結　　2023年12月８日

合併予定日（効力発生日）　　2024年４月１日

なお、本吸収合併は、当社においては会社法第796条第３項の規定に基づく簡易合併であり、株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海においては会社法第784条第１項の規定に基づく略式合併に該当するため、当社及び株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社星医療酸器関西及び株式会社星医療酸器東海は解散いたします。

(3) 合併比率

当社の完全子会社の吸収合併のため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

３．合併当事会社の概要

商号	株式会社星医療酸器 （吸収合併存続会社）	株式会社星医療酸器関西 （吸収合併消滅会社）	株式会社星医療酸器東海 （吸収合併消滅会社）
本店所在地	東京都足立区入谷七丁目11番18号	大阪府交野市私部西五丁目32番25号	愛知県小牧市大字舟津1298番地
代表者	代表取締役　星　幸男	代表取締役　小林　茂	代表取締役　鈴木康之
事業内容	医療用ガスの製造販売	医療用ガスの製造販売	医療用ガスの製造販売
資本金	436百万円	80百万円	30百万円
設立年月日	昭和49年４月15日	平成15年９月３日	平成15年９月８日
発行済株式総数	3,420,000株	1,600株	600株
決算期	３月31日	３月31日	３月31日

大株主及び持株比率	星医療酸器取引先持株会 17.59% 株式会社UH Partners 2 7.51% 一星社株式会社 6.41% 星　幸男 5.08% 光通信株式会社 3.83%	株式会社星医療酸器　100%	株式会社星医療酸器　100%

直前事業年度の財政状態及び経営成績			
商号	株式会社星医療酸器（連結）	株式会社星医療酸器関西（個別）	株式会社星医療酸器東海（個別）
純資産	15,591,462千円	393,603千円	401,918千円
総資産	21,247,181千円	730,564千円	745,787千円
1株当たり純資産	4,931円68銭	246,001円99銭	669,863円35銭
売上高	13,779,777千円	1,106,755千円	990,281千円
営業利益	1,777,855千円	78,403千円	126,745千円
経常利益	1,817,767千円	74,323千円	127,422千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失	1,253,684千円	47,362千円	85,143千円
1株当たり当期純利益	402円98銭	29,601円34銭	141,906円26銭

４．合併後の状況

本合併における、存続会社の称号、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期についての変更はありません。

５．今後の見通し

完全子会社との合併であるため、本合併における当社グループの連結業績への影響は軽微であります。

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,629,729**	**流動負債**	**4,084,782**
現金及び預金	8,005,579	支払手形及び買掛金	2,727,181
受取手形、売掛金及び契約資産	2,398,005	リース債務	359,238
商品	64,710	未払費用	265,853
未成工事支出金	56,462	未払法人税等	307,676
原材料及び貯蔵品	24,742	賞与引当金	166,100
その他	82,578	その他	258,732
貸倒引当金	△2,349		
固定資産	**9,743,749**		
有形固定資産	**5,937,951**		
建物	1,322,119	**固定負債**	**1,073,821**
構築物	98,896	リース債務	275,093
機械及び装置	101,456	役員退職慰労引当金	759,450
車両運搬具	30,692	繰延税金負債	4,454
工具、器具及び備品	288,390	その他	34,823
土地	3,513,215		
リース資産	574,380		
建設仮勘定	8,799		
無形固定資産	**178,461**		
ソフトウエア	177,135		
その他	1,326	**負債合計**	**5,158,604**
		純資産の部	
投資その他の資産	**3,627,336**	**株主資本**	**14,490,821**
投資有価証券	2,512,529	**資本金**	**436,180**
関係会社株式	261,563	**資本剰余金**	**563,587**
長期貸付金	13,310	資本準備金	513,708
長期前払費用	351,944	その他資本剰余金	49,879
保険積立金	372,367	**利益剰余金**	**14,341,165**
その他	116,945	利益準備金	19,810
貸倒引当金	△1,324	その他利益剰余金	14,321,355
		別途積立金	11,290,000
		繰越利益剰余金	3,031,355
		自己株式	**△850,111**
		評価・換算差額等	**724,052**
		その他有価証券評価差額金	724,052
		純資産合計	**15,214,874**
資産合計	**20,373,478**	**負債・純資産合計**	**20,373,478**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**12,382,387**
売上原価	**6,659,856**
売上総利益	**5,722,530**
販売費及び一般管理費	**4,186,759**
営業利益	**1,535,771**
営業外収益	**225,634**
受取利息及び配当金	30,947
受取家賃	49,735
受取賃貸料	46,800
雑収入	93,814
その他	4,337
営業外費用	**16,643**
支払利息	3,859
その他	12,784
経常利益	**1,744,762**
特別利益	**7,824**
固定資産売却益	5,161
ゴルフ会員権売却益	2,663
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	**1,752,586**
法人税、住民税及び事業税	520,504
法人税等調整額	23,434
当期純利益	**1,208,647**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	436,180	513,708	45,704	559,412	19,810	10,390,000	2,925,234	13,335,044	△859,505	13,471,131
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△202,526	△202,526		△202,526
別途積立金の積立						900,000	△900,000	—		—
当期純利益							1,208,647	1,208,647		1,208,647
自己株式の取得									△211	△211
株式報酬制度による自己株式の処分			4,175	4,175					9,605	13,780
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	4,175	4,175	—	900,000	106,120	1,006,120	9,393	1,019,689
当期末残高	436,180	513,708	49,879	563,587	19,810	11,290,000	3,031,355	14,341,165	△850,111	14,490,821

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	307,082	307,082	13,778,214
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△202,526
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,208,647
自己株式の取得			△211
株式報酬制度による自己株式の処分			13,780
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	416,969	416,969	416,969
事業年度中の変動額合計	416,969	416,969	1,436,659
当期末残高	724,052	724,052	15,214,874

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…… 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料…… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

未成工事支出金…… 個別法による原価法

貯　蔵　品…… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…… 定率法によっております。

（リース資産除く） ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル用資産（工具、器具及び備品）は、定額法によっております。また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産…… a.自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

b.のれんの償却は、５年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度で一時に償却しております。

③ リース資産…… a.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

b.所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金…… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 医療用ガス関連事業

主に医療用ガスの販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

② 在宅医療関連事業

主に在宅医療機器の販売を行っています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しています。

③ 医療用ガス設備工事関連事業

主に医療用ガス配管設備の工事及びメンテナンスを行っています。長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予測される工

事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。なお、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④　介護福祉関連事業

主に介護福祉関連商品等の販売、訪問看護等を行っております。商品等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、訪問看護等については役務の提供を行った時点でそれぞれ収益を認識しております。

⑤　施設介護関連事業

主に有料老人ホームの運営を行っております。役務の提供を行った時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2.会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,937,951千円
無形固定資産	178,461千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 201,400千円（うち期末時点において進行中の金額　163,400千円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3.貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,811,728千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	34,172千円
長期金銭債権	13,310千円
短期金銭債務	780,603千円

4.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売　上　高	84,136千円
仕　入　高	785,383千円
販売費及び一般管理費	329,266千円
営業取引以外の取引高	151,653千円

5.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　300,852 株

6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、役員退職慰労引当金、減損損失、未払事業税、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7.関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)2.	科目	期末残高(注)2.
子会社	㈱エイ・エム・シー	所有 直接 70%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	22,230	—	—
				事務所等の賃貸	19,680	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	644,547	買掛金	435,662
子会社	㈱アイ・エム・シー	所有 直接 80%	医療用ガス等の購入 役員の兼任	管理指導料	13,980	—	—
				医療用ガス等の購入(注)1.	175,341	買掛金	176,798
子会社	㈱ケイ・エム・シー	所有 直接 100%	医療用ガス等の購入	医療用ガス等の購入(注)1.	215,148	買掛金	151,684
子会社	㈱星医療酸器東海	所有 直接 100%	役員の兼任	管理指導料	11,070	—	—
子会社	㈱星医療酸器関西	所有 直接 100%	役員の兼任	管理指導料	9,465	—	—

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)2.	科目	期末残高(注)2.
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	㈱エム・エス・アール	—	事務所管理委託他	事務所等の賃貸	443	—	—
				車輌管理委託料	4,887	—	—
				事務所管理委託料	1,200	—	—
				定期点検・清掃業務	21,877	—	—
				安全運転同行指導料	5,210	—	—
				福利厚生施設賃貸(注)1.	2,880	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. ㈱エム・エス・アールは、当社取締役会長星 昌成氏の近親者が議決権の100％を保有しております。

8.収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針に係る事項に関する注記）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9.１株当たり情報に関する注記

（1） １株当たり純資産額　4,877円89銭

（2） １株当たり当期純利益　387円91銭

10.重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

株式会社星医療酸器
　　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　泉　　淳一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山田　大介

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社星医療酸器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

株式会社星医療酸器
　　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　泉　　淳一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田　大介

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社星医療酸器の2023年４月１日から2024年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2024年5月27日

株式会社星医療酸器 監査役会

常勤監査役 森 敏浩 ㊞

常勤監査役 青木経一郎 ㊞

監査役（社外監査役） 徳田孝司 ㊞

監査役（社外監査役） 石尾 肇 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役小林茂氏及び賀集映二氏については、取締役を退任いたします。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	星（ほし）　昌成（まさなり） （1933年12月９日生）	1974年４月 当社取締役 1987年６月 当社代表取締役専務 1994年６月 当社代表取締役社長 2005年６月 当社代表取締役会長 2012年６月 当社取締役名誉会長 2014年６月 当社取締役会長 現在に至る	100,420株
2	星（ほし）　幸男（ゆきお） （1959年９月３日生）	1994年６月 当社取締役東京事業所長 1996年６月 当社取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 1999年６月 当社常務取締役首都圏中部地区担当兼東京事業所長 2000年４月 当社常務取締役医療ガス事業本部長 2001年10月 当社専務取締役医療ガス事業本部長 2005年６月 当社代表取締役社長 現在に至る	158,480株
3	星（ほし）　昌浩（まさひろ） （1962年３月28日生）	1994年６月 当社取締役総務部次長 1998年７月 当社取締役社長室長 1999年６月 当社常務取締役社長室長 2005年６月 当社専務取締役社長室長 現在に至る	59,290株
4	茂垣（もがき）　行雄（ゆきお） （1959年10月６日生）	2000年４月 当社東京事業所長 2002年４月 当社執行役員東京事業所長 2003年６月 当社執行役員東京地区担当 2004年６月 当社取締役東京地区担当 2005年６月 当社取締役東京・埼玉地区担当 2006年４月 当社常務取締役営業本部長 2010年２月 当社常務取締役営業本部長兼東京・埼玉地区担当 2014年４月 当社常務取締役営業本部長兼東京・神奈川・埼玉・松戸・長野・山梨地区担当 2017年６月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・栃木・埼玉・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区担当 2018年６月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区担当 2019年６月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・長野・甲府地区統括 2023年５月 当社専務取締役営業本部長兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長 2023年６月 当社専務取締役兼北関東・松戸・西東京・南東京・京浜・横浜・神奈川・甲府地区統括兼購買部長 現在に至る	16,031株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	額狩光男（ぬかがりみつお） (1963年６月７日生)	1994年４月 当社郡山営業所長 1999年10月 当社東北事業所長 2002年12月 当社茨城事業所長 2005年４月 当社執行役員茨城事業所長 2006年６月 当社取締役茨城事業所長兼茨城・福島地区担当 2009年４月 当社取締役茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2010年12月 当社取締役千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2011年６月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・福島・東北・栃木・群馬・長野地区担当 2012年11月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・千葉・茨城・神奈川・群馬地区担当 2013年９月 当社常務取締役営業副本部長兼医療配管設備事業部長兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2015年６月 当社常務取締役営業副本部長兼医療設備事業部担当兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2017年６月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・福島・千葉・茨城地区担当 2019年６月 当社常務取締役営業副本部長兼北海道・東北・岩手・郡山・栃木・千葉・茨城地区統括 2022年６月 当社営業副本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城・千葉地区統括兼購買部長 2023年６月 当社常務取締役営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城・千葉地区統括兼北海道ブロック長兼東北ブロック長（岩手・東北・郡山） 2023年10月 当社常務取締役営業本部長兼札幌・岩手・東北・郡山・栃木・茨城地区統括兼北海道ブロック長 現在に至る	9,731株
6	鈴木康之（すずきやすゆき） (1972年５月23日生)	1997年10月 当社横浜営業所長 2000年４月 当社東京事業所長 2003年５月 当社名古屋営業所長 2010年７月 当社名古屋支店長 2014年６月 当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ (株)星医療酸器東海代表取締役	2,100株
7	徳永大輔（とくながだいすけ） (1972年10月19日生)	1997年10月 (株)星医療酸器関西明石営業所長 2003年５月 (株)星医療酸器関西徳島営業所長 2008年６月 (株)星医療酸器関西取締役 2016年６月 当社取締役 2020年６月 当社取締役北海道・東北・岩手・郡山ブロック長 2022年６月 当社取締役北海道ブロック長兼東北ブロック長（岩手・東北・郡山） 2023年５月 当社取締役兼関西地区担当兼中四国地区担当兼九州地区担当 現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	早水和博（はやみずかずひろ） （1964年８月10日生）	1989年４月 当社より㈱星エンジニアリングへ出向 1995年10月 ㈱星エンジニアリング取締役 2005年６月 ㈱星エンジニアリング専務取締役 2015年４月 当社が㈱星エンジニアリングを吸収合併したことにより、当社医療設備事業部長 2017年６月 当社取締役医療設備事業部長 現在に至る	8,531株
9	【社外取締役候補者】 八木雄一（やぎゆういち） （1979年５月23日生）	2003年10月 三本勝己税理士事務所入所 2005年１月 辻・本郷税理士法人入社 2014年11月 税理士登録 2016年６月 八木税理士事務所開設同所長（現任） 八木コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2019年６月 当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 八木税理士事務所所長 八木コンサルティング株式会社代表取締役	－株
１０	【社外取締役候補者】 飯塚孝徳（いいづかたかのり） （1966年６月１日生）	1996年４月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 原田・尾崎・服部法律事務所（現　尾崎法律事務所）勤務 1998年６月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外監査役 2009年４月 飯塚総合法律事務所入所（現任） 10月 株式会社企業再生支援機構（現　株式会社地域経済活性化支援機構）出向 2011年10月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員（現任） 2018年６月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年６月 当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 飯塚総合法律事務所パートナー 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役（監査等委員）	－株

（注）１．八木雄一氏及び飯塚孝徳氏は会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
２．八木雄一氏及び飯塚孝徳氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
３．各取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割
(1)八木雄一氏は、既に５年間当社の社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等の知識を十分に経営に活かしていただいております。公正かつ客観的な意見もいただいており、今後も引き続き社外取締役として取締役会の意思決定に適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
(2)飯塚孝徳氏は、既に３年間当社の社外取締役として、弁護士としての専門知識・経験等の知識を十分に経営に活かしていただいております。公正かつ客観的な意見もいただいており、今後も引き続き社外取締役として取締役会の意思決定に適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役森敏浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ 賀集映二（かしゅうえいじ） （1959年10月5日生）	2007年６月 当社総務部次長 2012年４月 当社総務部部長 2018年４月 当社執行役員総務部部長 2019年６月 当社取締役管理本部長兼有料老人ホーム担当 現在に至る	550株

（注）1．※は新任の監査役候補者であります。
2．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される小林茂氏、賀集映二氏及び監査役を退任される森敏浩氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知12頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
小林　茂（こばやし　しげる）	2013年９月　当社取締役 現在に至る
賀集　映二（かしゅう　えいじ）	2019年６月　当社取締役 現在に至る
森　敏浩（もり　としひろ）	2016年６月　当社常勤監査役 現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都足立区入谷七丁目11番18号
当社本社会議室
電話（03）3899－2101(代表)

< 案 内 図 >

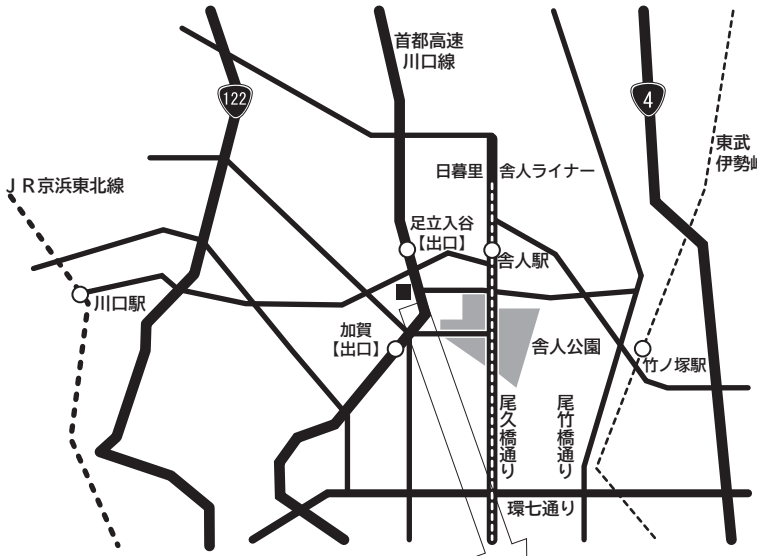

■電車の場合
ＪＲ京浜東北線【川口駅】からのアクセス
【川口駅】東口バス乗場から「舎人団地」
または「入谷・舎人駅循環」
行きの国際興業バスに乗車（約25分）
【入谷町】下車　徒歩約１分

東武伊勢崎線【竹ノ塚駅】からのアクセス
【竹ノ塚駅】西口バス乗場から「入谷循環（中里経由）」
または「入谷舎人循環（舎人団地南経由）」
行きの東武バスに乗車（約20分）
【金方（かねかた）】下車　徒歩約５分

東京都交通局日暮里・舎人ライナー
【舎人駅（とねり）】からのアクセス
【舎人駅】徒歩約20分

■自動車の場合
埼玉方面からのアクセス
首都高速川口線【足立入谷】出口より約３分

東京方面からのアクセス
首都高速川口線【加賀】出口より約５分

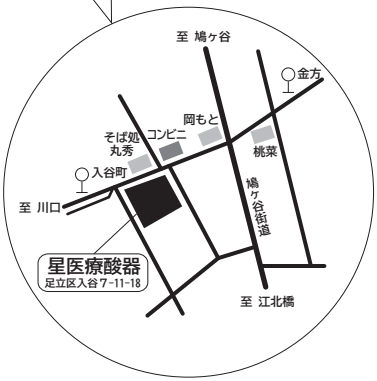

◆株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。